



鳥取県公報

平成18年 9月29日(金)
号外第142号

毎週火・金曜日発行

目 次

規 則 鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の規定による施設の利用に係る使用料の額を定める規則の一部を改正する規則 (83) (障害福祉課) 2

———公布された規則のあらまし———

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の規定による施設の利用に係る使用料の額を定める規則の一部改正について

1 規則の改正理由

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部が改正され、入所等に係る皆成学園等の利用に係る使用料の額を規則で定めることとされることに伴い、当該額を定める等所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 規則で定めることとされている入所等についての皆成学園の利用に係る使用料の額を次のとおり定める。

ア 入所等の利用の使用料は、児童福祉法の厚生労働大臣が定める基準により算定した額の1割の額等とする。

イ ア以外の使用料

項 目	単 位	使用料の額
(ア) 食事の提供	朝食 1 食	400円
	昼食 1 食	530円
	夕食 1 食	650円
(イ) 光熱水費	1 日	320円
(ウ) おやつ	1 食	140円
(エ) おむつ (大人用)	小サイズ 1 枚	120円
	中サイズ 1 枚	140円

(2) 規則で定めることとされている入所等についての総合療育センター、鳥取療育園及び中部療育園の利用に係る使用料の額を次のとおり定める。

ア 入所等の利用の使用料 (1)のイと同じ。

イ 予防接種の使用料 (総合療育センターに限る。)

項 目	単 位	使用料の額
(ア) 麻疹	1 回	2,980円
(イ) 風疹	1 回	3,090円

ウ 通所の場合の食事の提供

項 目	単 位	使用料の額
(ア) 生活保護世帯又は市町村民税非課税世帯に係る利用の場合	昼食 1 食	140円
(イ) 市町村民税所得割額が2万円未満の世帯	昼食 1 食	300円
(ウ) (ア)及び(イ)以外の利用の場合	昼食 1 食	530円

(3) その他所要の規定の整備を行う。

(4) 施行期日は、平成18年10月1日とする。

規 則

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の規定による施設の利用に係る使用料の額を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年9月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第83号

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の規定による施設の利用に係る使用料の額を定める規則の一部を改正する規則

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の規定による施設の利用に係る使用料の額を定める規則(平成18年鳥取県規則第23号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下「移動条」という。)に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下「移動後条」という。)が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条(以下「追加条」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条の表示を除く。以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条の表示及び追加条を除く。以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分(以下「改正表」という。)に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分(以下「改正後表」という。)が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表に改め、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には、当該改正後表を加える。

改 正 後	改 正 前
(趣旨) 第1条 この規則は、鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例(昭和39年鳥取県条例第11号。以下「条例」という。)第7条第2項及び第3項並びに第8条第2項、第4項及び第5項の規定に基づ	(趣旨) 第1条 この規則は、鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例(昭和39年鳥取県条例第11号。以下「条例」という。)第7条第2項並びに第8条第3項及び第4項の規定に基づき、鳥取県立皆成学

き、鳥取県立皆成学園、鳥取県立総合療育センター、鳥取県立鳥取療育園及び鳥取県立中部療育園における食事の提供その他の施設の利用に係る使用料の額を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において「入所等」、「指定施設支援」又は「特定費用」とは、それぞれ児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第24条の2第1項に規定する入所等、指定施設支援又は特定費用をいう。

2 この規則において「施設給付決定保護者」とは、法第24条の3第6項に規定する施設給付決定保護者をいう。

3 この規則において「保護」とは、生活保護法（昭和25年法律第144号）第2条に規定する保護をいう。

4 この規則において「要保護者」とは、生活保護法第6条第2項に規定する要保護者をいう。

5 この規則において「障害者等」とは、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第2条第1項第1号に規定する障害者等をいう。

6 この規則において「短期入所」とは、障害者自立支援法第5条第8項に規定する短期入所をいう。

7 この規則において「負担上限月額」とは、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号。以下「政令」という。）第27条の2第1項に規定する負担上限月額をいう。

8 この規則において「市町村民税世帯非課税者」とは、政令第27条の2第1項第2号に規定する市町村民税世帯非課税者をいう。

9 この規則において「公的年金等の収入金額」又は「合計所得金額」とは、それぞれ政令第27条の2第1項第3号に規定する公的年金等の収入金額又は合計所得金額をいう。

(入所等に係る利用についての使用料の額)

第3条 条例第7条第2項及び第8条第2項に規定する規則で定める使用料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額（法第24条の5の規定が適用される災害その他の児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「省令」という。）第25条の15に規定する特別の事情がある場合にあっては、知事が定める額）とする。

園及び鳥取県立総合療育センターにおける食事の提供その他の施設の利用に係る使用料の額を定めるものとする。

(1) 施設給付決定保護者が同一の月に受けた指定施設支援に要した費用（特定費用を除く。）の額の合計額から、法第24条の2第2項の規定により算定された当該同一の月における障害児施設給付費の合計額を控除して得た額が、次の表の左欄に掲げる施設給付決定保護者の区分に応じ同表の右欄に掲げる額を超えるとき 同表の左欄に掲げる施設給付決定保護者の区分に応じ同表の右欄に掲げる額

ア イからエまでに掲げる者以外の者	37,200円
イ 市町村民税世帯非課税者又は施設給付決定保護者及び当該施設給付決定保護者と同一の世帯に属する者が指定施設支援のあった月において要保護者である者であって、アの項に掲げる額を負担上限月額としたならば保護を必要とする状態となり右欄に掲げる額を負担上限月額としたならば保護を必要としない状態となるものに該当する場合における当該施設給付決定保護者（ウ及びエに掲げる者を除く。）	24,600円
ウ 市町村民税世帯非課税者であり、かつ、指定施設支援のあった月の属する年の前年（指定施設支援のあった月が1月から6月までの場合にあつては、前々年とする。以下この項において同じ。）中の公的年金等の収入金額、当該指定施設支援のあった月の属する年の前年の合計所得金額（その額が零を下回る場合には、零とする。）及び当該指定施設支援のあった月の属する年の前年に支給された省令第25条の4に規定する給付を合計した金額の合計額が80万円以下である者又は施設給付決定保護者及び当該施設給付決定保護者と同一の世帯に属する者が指定	15,000円

施設支援のあった月において要保護者である者であって、イの項に掲げる額を負担上限月額としたならば保護を必要とする状態となり右欄に掲げる額を負担上限月額としたならば保護を必要としない状態となるものに該当する場合における当該施設給付決定保護者（エに掲げる者を除く。）	0
エ 施設給付決定保護者及び当該施設給付決定保護者と同一の世帯に属する者が、指定施設支援のあった月において、生活保護法第6条第1項に規定する被保護者又は要保護者である者であって、ウの項に掲げる額を負担上限月額としたならば保護を必要とする状態となり右欄に掲げる額を負担上限月額としたならば保護を必要としない状態となるものに該当する場合における当該施設給付決定保護者	

(2) (1)以外のとき 法第24条の2第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の100分の10に相当する額

(鳥取県立皆成学園に係る使用料の額)

第4条 条例第7条第3項に規定する規則で定める施設の利用及び使用料の額は、別表第1に定めるとおりとする。

(鳥取県立総合療育センター等に係る使用料の額)

第5条 条例第8条第4項に規定する規則で定める使用料の額は、別表第2に定めるとおりとする。

2 条例第8条第5項に規定する規則で定める施設の利用及び使用料の額は、別表第3に定めるとおりとする。

別表第1 (第4条関係)

施設の利用	1単位
-------	-----

(鳥取県立皆成学園に係る使用料の額)

第2条 条例第7条第2項に規定する規則で定める施設の利用及び使用料の額は、別表第1に定めるとおりとする。

(鳥取県立総合療育センターに係る使用料の額)

第3条 条例第8条第3項に規定する規則で定める使用料の額は、別表第2に定めるとおりとする。

2 条例第8条第4項に規定する規則で定める施設の利用及び使用料の額は、別表第3に定めるとおりとする。

別表第1 (第2条関係)

施設の利用	1単位
-------	-----

項 目	単 位	当たりの使用料の額
1 食事の提供	(1) 生活保護世帯又は市町村民税非課税世帯に属する障害者等(以下「生活保護受給者等」という。)による短期入所の利用の場合	朝食1食 230円
		昼食1食 300円
		夕食1食 370円
	(2) (1)の利用以外の短期入所又は入所等の利用の場合	朝食1食 400円
		昼食1食 530円
		夕食1食 650円
2 光熱水費	短期入所又は入所等の利用の場合	1日 320円
3 おやつ	1食	140円
4 おむつ	大人用(入所等の利用の場合に限る。)	小サイズ1枚 120円
		中サイズ1枚 140円

別表第2 (第5条関係)

項 目	1回当たりの使用料の額
1 予防接種	(1)~(4) 略
	(5) 水痘 5,500円
	(6) 麻疹 2,980円
	(7) 風疹 3,090円
2 略	

別表第3 (第5条関係)

項 目	単 位	当たりの使用料の額
1 食事の提供	(1) 生活保護世帯又は市町村民税非課税世帯に属する障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第2条第1項第1号の障害者等(以下「生活保護受給者等」という。)による条例第7条第1項の短期入所(以下「短期入所」という。)の利用の場合	朝食1食 230円
		昼食1食 300円
		夕食1食 370円
	(2) (1)の利用以外の短期入所の利用の場合	朝食1食 400円
		昼食1食 530円
		夕食1食 650円
2 光熱水費	宿泊を伴う短期入所の利用の場合	1日 320円
3 おやつ	短期入所の利用の場合	1食 140円

別表第2 (第3条関係)

項 目	1回当たりの使用料の額
1 予防接種	(1)~(4) 略
	(5) 水痘 5,500円
2 略	

別表第3 (第3条関係)

施設名	施設の利用		1単位 当たり の使用 料の額	
	項目	単位		
鳥取 県立 総合 療育 セン ター	1 食事 の提供	(1) 生活保 護受給者等 による短期 入所の利用 の場合	朝食1食	230円
			昼食1食	300円
			夕食1食	370円
		(2) 生活保 護世帯又は 市町村民税 非課税世帯 に係る入所 等のうち通 所の利用の 場合	昼食1食	140円
			(3) 市町村 民税所得割 額が2万円 未満の世帯 に係る入所 等のうち通 所の利用の 場合	昼食1食
		(4) (2)及 び(3)の利 用以外の入 所等のうち 通所の利用 の場合	昼食1食	530円
	(5) (1)か ら(4)まで の利用以外 の利用の場 合	朝食1食	400円	
昼食1食		530円		
夕食1食		650円		
2 光熱 水費	短期入所の利 用の場合	1日	320円	
3 おやつ		1食	140円	
4 薬剤 容器	(1) 投薬瓶	30ミリリッ トル	20円	
		100ミリ	30円	

施設名	施設の利用		1単位 当たり の使用 料の額	
	項目	単位		
鳥取 県立 総合 療育 セン ター	1 食事 の提供	(1) 生活保護受給 者等による短期入 所の利用の場合	朝食1食	230円
			昼食1食	300円
			夕食1食	370円
		(2) (1)の利用以 外の利用の場合	朝食1食	400円
			昼食1食	530円
			夕食1食	650円
	2 光熱 水費	宿泊を伴う短期入所 の利用の場合	1日	320円
3 おやつ		1食	140円	
4 薬剤 容器	(1) 投薬瓶	30ミリリッ トル	20円	
		100ミリ	30円	

		リットル	
		200 ミリ リットル	50円
	(2) 軟膏容 器	20グラム	30円
		30グラム	30円
		50グラム	40円
	(3) 点鼻噴 霧器	1 セット	30円
5 おむ つ	(1) 大人用	小サイズ 1枚	120円
		中サイズ 1枚	140円
	(2) 子供用	大サイズ 1枚	40円
		特大サイ ズ1枚	60円
	(3) 尿とり パット	男性用1 枚	20円
		女性用1 枚	20円
		男女兼用 1枚	30円
6 衛生 器具	(1) 吸引カ テーター	8 フレン チサイズ	40円
		10フレン チサイズ	40円
	(2) 多用途 チューブ	6 フレン チサイズ	150円
		8 フレン チサイズ	160円
	(3) 栄養カ テーター	6 フレン チサイズ	150円
		8 フレン チサイズ	150円
	(4) カテー テルチップ	20ミリリッ トル	80円
	(5) 注射器	1ミリリッ トル	20円
		2.5 ミリ リットル	10円
		5ミリリッ トル	10円
		10ミリリッ トル	20円

		リットル	
		200 ミリ リットル	50円
	(2) 軟膏容 器	20グラム	30円
		30グラム	30円
		50グラム	40円
	(3) 点鼻噴霧器	1 セット	30円
5 おむ つ	(1) 大人用	小サイズ 1枚	120円
		中サイズ 1枚	140円
	(2) 子供用	大サイズ 1枚	40円
		特大サイ ズ1枚	60円
	(3) 尿とりパット	男性用1 枚	20円
		女性用1 枚	20円
		男女兼用 1枚	30円
6 衛生 器具	(1) 吸引カテー テル	8 フレン チサイズ	40円
		10フレン チサイズ	40円
	(2) 多用途チュー ブ	6 フレン チサイズ	150円
		8 フレン チサイズ	160円
	(3) 栄養カテー テル	6 フレン チサイズ	150円
		8 フレン チサイズ	150円
	(4) カテーテルチッ プ	20ミリリッ トル	80円
	(5) 注射器	1ミリリッ トル	20円
		2.5 ミリ リットル	10円
		5ミリリッ トル	10円
		10ミリリッ トル	20円

		トル	
		20ミリリットル	20円
		トル	
		50ミリリットル	60円
	(6) 栄養セット	1組	140円
	(7) 輸液セット	1組	110円
	(8) 経腸栄養セット	1組	1,650円
	(9) 栄養ボトル	600ミリリットル	360円
	(10) 注入器	10ミリリットル	100円
	(11) ネラトンカテーテル	8フレンチサイズ	1,740円
	7 歯ブラシ	1本	180円
	8 クリーニング	(1) 子供用衣類	色物1枚 50円 色物以外のもの1枚 20円
		(2) タオル	1枚 20円
		(3) バスタオル	1枚 40円
		(4) 靴下	1組 10円
鳥取県立鳥取療育園及び鳥取県立中部療育園		食事の提供	(1) 生活保護世帯又は市町村民税非課税世帯に係る入所等のうち通所の利用の場合
	(2) 市町村民税所得割額が2万円未満の世帯に係る入所等のうち通所の利用の場合		昼食1食 300円

		トル	
		20ミリリットル	20円
		トル	
		50ミリリットル	60円
	(6) 栄養セット	1組	140円
	(7) 輸液セット	1組	110円
	(8) 経腸栄養セット	1組	1,650円
	(9) 栄養ボトル	600ミリリットル	360円
	(10) 注入器	10ミリリットル	100円
	(11) ネラトンカテーテル	8フレンチサイズ	1,740円
	7 歯ブラシ	1本	180円
	8 クリーニング	(1) 子供用衣類	色物1枚 50円 色物以外のもの1枚 20円
		(2) タオル	1枚 20円
		(3) バスタオル	1枚 40円
		(4) 靴下	1組 10円

	(3) (1)及び(2)の利用以外の入所等のうち通所の利用の場合	昼食1食	530円				
--	----------------------------------	------	------	--	--	--	--

附 則

この規則は、平成18年10月1日から施行する。